

第157号議案

長崎市もみじ谷葬斎場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 使用料の再算定	4 ～ 7
4 新旧対照表	8
【参考 1】使用料・手数料の算定方針	9 ～ 14
【参考 2】使用料の改定	15 ～ 16

市 民 生 活 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（市民生活部所管分）

条 例	施設名
長崎市もみじ谷葬斎場条例	長崎市もみじ谷葬斎場

2 改正の内容

(1) 長崎市もみじ谷葬斎場

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表（第4条関係））

（単位：円）

区 分			単位	現 行	改正案
（時津・長与町を含む） 市内	一般	遺体（12歳以上）	1体	6,000	7,800
	小人	遺体（12歳未満）	1体	4,000	5,200
	その他	死産児	1体	2,000	2,600
		埋葬遺骨	1体	2,000	2,600
		肢体等	1体	2,000	2,600
		産汚物	1個	2,000	2,600
市外	一般	遺体（12歳以上）	1体	30,000	39,000
	小人	遺体（12歳未満）	1体	20,000	26,000
	その他	死産児	1体	10,000	13,000
		埋葬遺骨	1体	10,000	13,000
		肢体等	1体	10,000	13,000
		産汚物	1個	10,000	13,000
高島		霊きゅう自動車	1回	7,260	9,430

イ 施行期日

令和8年4月1日

改正後の規定は施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、
同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 使用料の再算定

(1) 長崎市もみじ谷葬斎場（入館施設・個別事由）

ア 算定結果

（単位：円）

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
火葬場	もみじ谷葬斎場	271,346,990	7,757	34,981	25%
	（高島霊きゅう自動車）	254,833	3	84,944	

（単位：円）

使用料項目		現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ （③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ （⑧と同額）	増 減 （⑧-⑤）
					金 額 ⑧	理 由		
市内	一般（12歳以上）	6,000	8,745	7,800	7,800	一般火葬は、入炉から拾骨までの時間が約2時間	7,800	1,800
	小人（12歳未満）	4,000		5,200	5,200	一般使用料の2/3（時間割合）	5,200	1,200
	その他（死産児等）	2,000		2,800	2,600	一般使用料の1/3（時間割合）	2,600	600
市外	一般（12歳以上）	30,000		36,000	39,000	市内一般使用料の5倍	39,000	9,000
	小人（12歳未満）	20,000		24,000	26,000	市内小人使用料の5倍	26,000	6,000
	その他（死産児等）	10,000		13,000	13,000	市内その他使用料の5倍	13,000	3,000
高島	霊きゅう自動車	7,260	21,236	9,430	9,430		9,430	2,170

3 使用料の再算定

(1) 長崎市もみじ谷葬斎場

イ 他都市の状況（火葬料金調）

① 県内各市町

（単位：円）

都 市 名	市 内		市 外		一 般	市内・市外の比率	
	一般	小人	一般	小人		一般	小人
長 崎 市	6,000	4,000	30,000	20,000	12歳以上	5.0	5.0
佐 世 保 市	10,000	7,000	57,000	38,000	12歳以上	5.7	5.4
島 原 市	0	0	30,000	18,000	12歳以上	-	-
諫 早 市	10,000	6,000	40,000	24,000	12歳以上	4.0	4.0
大 村 市	13,000	8,000	52,000	32,000	12歳以上	4.0	4.0
平 戸 市	10,000	7,000	45,000	30,000	12歳以上	4.5	4.3
松 浦 市	10,000	5,000	60,000	40,000	12歳以上	6.0	8.0
対 馬 市	15,000	12,000	30,000	24,000	12歳以上	2.0	2.0
壱 岐 市	22,000	18,000	22,000	18,000	12歳以上	1.0	1.0
五 島 市	20,000	13,000	60,000	40,000	12歳以上	3.0	3.1
西 海 市	10,000	5,000	40,000	25,000	12歳以上	4.0	5.0
雲 仙 市	0	0	40,000	35,000	12歳以上	-	-
南 島 原 市	10,000	10,000	30,000	30,000	-	3.0	3.0
東 彼 三 町	15,000	9,000	60,000	36,000	12歳以上	4.0	4.0
小 値 賀 町	8,000	5,000	12,000	7,500	12歳以上	1.5	1.5

※東彼三町は東彼杵町、川棚町、波佐見町の共同で火葬場を運営しているもの。

※新上五島町は年齢区分が3段階となっているため除外する。

※佐々町には火葬場はなく、町民は主として佐世保市の火葬場を利用しており、町は補助金を支給している。

3 使用料の再算定

(1) 長崎市もみじ谷葬斎場

イ 他都市の状況（火葬料金調）

② 九州内県庁所在地

（単位：円）

都 市 名	市 内		市 外		一 般	市内・市外の比率	
	一般	小人	一般	小人		一般	小人
長 崎 市	6,000	4,000	30,000	20,000	12歳以上	5.0	5.0
福 岡 市	20,000	10,000	70,000	35,000	10歳以上	3.5	3.5
佐 賀 市	6,500	4,600	60,000	40,000	11歳以上	9.2	8.7
大 分 市	5,000	4,000	40,000	32,000	12歳以上	8.0	8.0
熊 本 市	6,000	4,000	36,000	24,000	12歳以上	6.0	6.0
宮 崎 市	12,000	9,000	36,000	27,000	12歳以上	3.0	3.0
鹿 児 島 市	9,000	5,000	51,000	30,000	13歳以上	5.7	6.0
那 覇 市	25,000	15,000	80,000	40,000	12歳以上	3.2	2.7

※那覇市は火葬場を複数自治体で共同使用しており、「市外」については、南部広域市町村圏外に適用される金額である。

3 使用料の再算定

(1) 長崎市もみじ谷葬斎場

イ 他都市の状況（火葬料金調）

③ 九州内中核市

（単位：円）

都 市 名	市 内		市 外		一般	市内・市外の比率	
	一般	小人	一般	小人		一般	小人
長 崎 市	6,000	4,000	30,000	20,000	12歳以上	5.0	5.0
久 留 米 市	2,000	1,500	40,000	30,000	12歳以上	20.0	20.0
佐 世 保 市	10,000	7,000	57,000	38,000	12歳以上	5.7	5.4
大 分 市	5,000	4,000	40,000	32,000	12歳以上	8.0	8.0
宮 崎 市	12,000	9,000	36,000	27,000	12歳以上	3.0	3.0
鹿 児 島 市	9,000	5,000	51,000	30,000	13歳以上	5.7	6.0
那 覇 市	25,000	15,000	80,000	40,000	12歳以上	3.2	2.7

※那覇市は火葬場を複数自治体で共同使用しており、「市外」については、南部広域市町村圏外に適用される金額である。

4 新旧対照表

(1) 葬斎場

改正前					改正後				
○長崎市もみじ谷葬斎場条例					○長崎市もみじ谷葬斎場条例				
昭和 39 年 7 月 11 日 条例第 52 号					昭和 39 年 7 月 11 日 条例第 52 号				
第 1 条から第 7 条（略）					第 1 条から第 7 条（略）				
					附 則				
					(施行期日)				
					1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。				
					(経過措置)				
					2 改正後の長崎市もみじ谷葬斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後に される申込みに係る使用料について適用し、同日前にされた申込みに係る使用 料については、なお従前の例による。				
別表（第 4 条関係）					別表（第 4 条関係）				
(平 16 条例 123・全改、平 17 条例 104・平 19 条例 14・平 25 条例 55・平 31 条例 15・一部改正)					(平 16 条例 123・全改、平 17 条例 104・平 19 条例 14・平 25 条例 55・平 31 条例 15・一部改正)				
種 別		単位	死亡者等の住所		種 別		単位	死亡者等の住所	
			市 内	市 外				市 内	市 外
遺体	12 歳以上	1 体	円 6,000	円 30,000	遺体	12 歳以上	1 体	円 7,800	円 39,000
	12 歳未満	1 体	4,000	20,000		12 歳未満	1 体	5,200	26,000
死産児		1 体	2,000	10,000	死産児		1 体	2,600	13,000
埋葬遺骨		1 体	2,000	10,000	埋葬遺骨		1 体	2,600	13,000
肢体等		1 体	2,000	10,000	肢体等		1 体	2,600	13,000
産汚物		1 個	2,000	10,000	産汚物		1 個	2,600	13,000
備考					備考				
4 霊きゅう自動車の使用料は、1 回につき 7,260 円とする					4 霊きゅう自動車の使用料は、1 回につき 9,430 円とする				

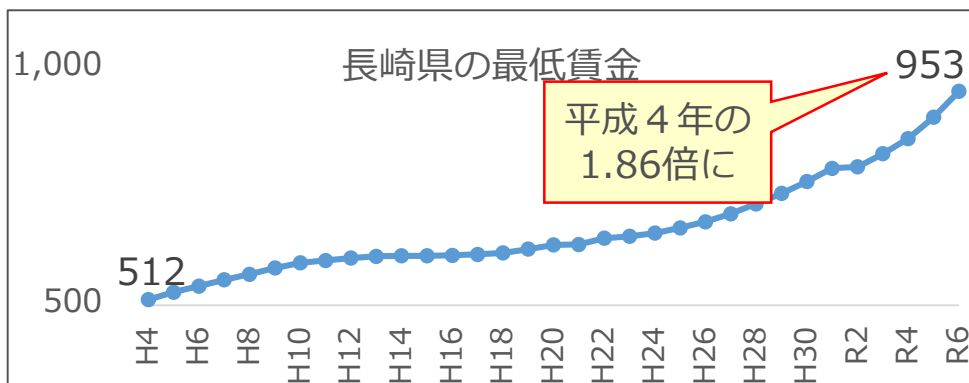
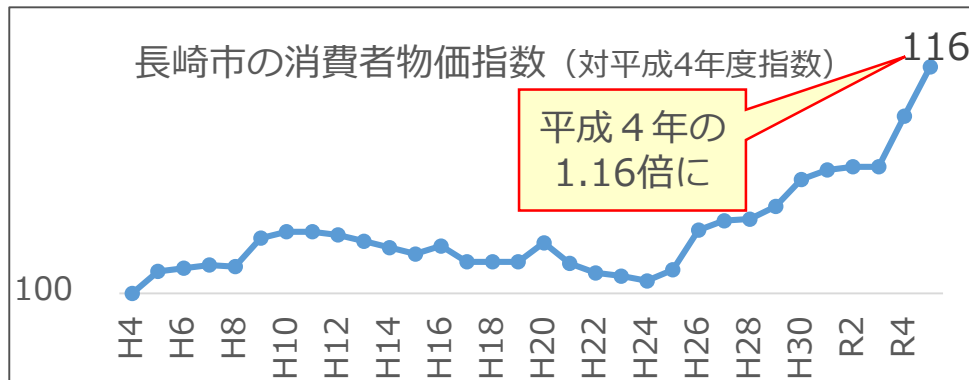
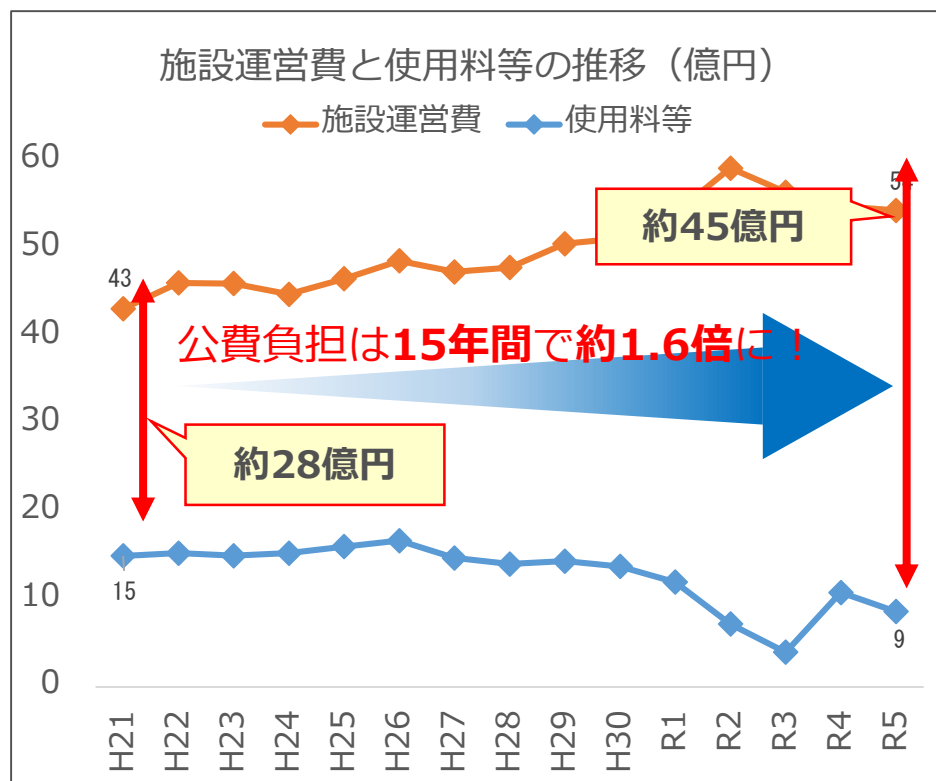
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア） 人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ） 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

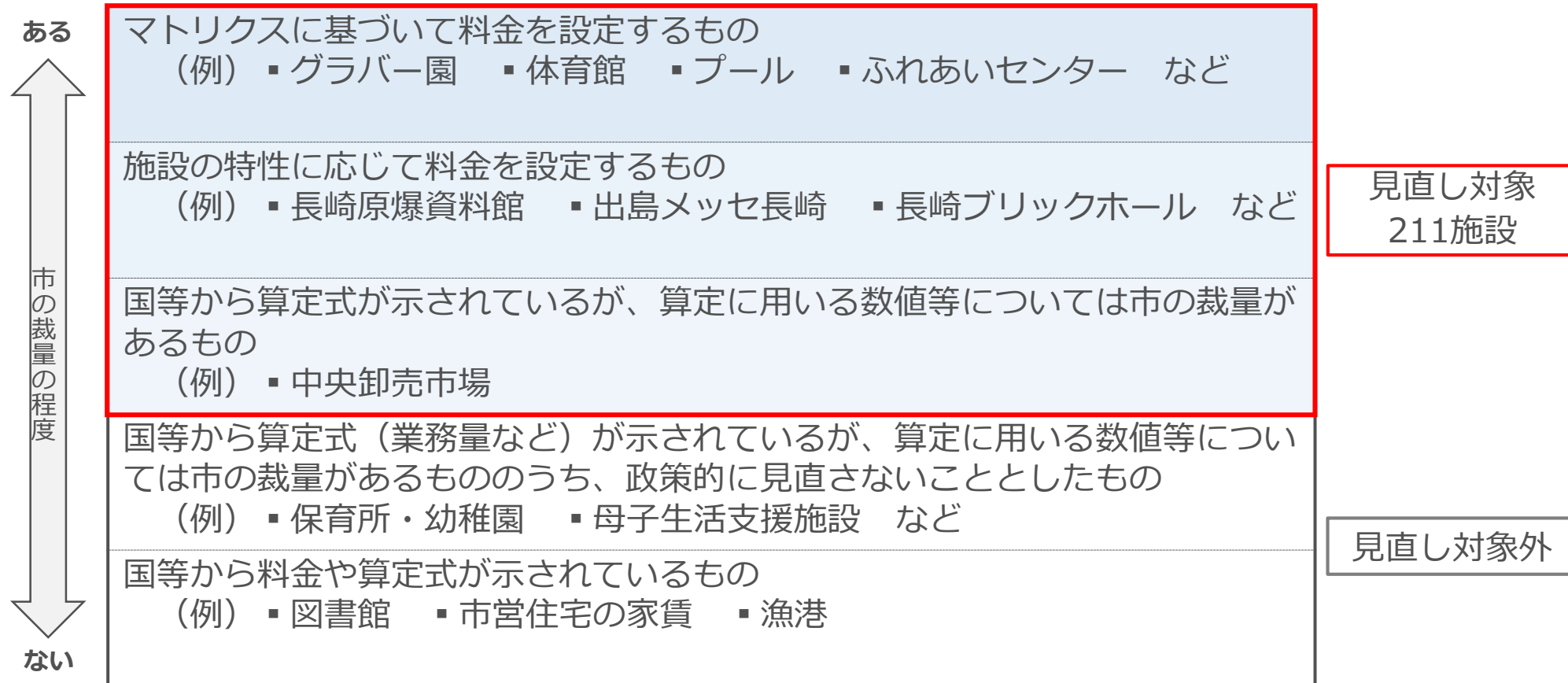
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として 5 年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い